

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

町田市長 石阪 丈一

市町村名 (市町村コード)	町田市 (13209)	
地域名 (地域内農業集落名)	町田市 (忠生村、鶴川村、堺村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	2024年10月7、9、11日(協議の場:計3回) 2024年12月2日(策定検討委員会(意見聴取)):計1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農地の保全や維持活用】

・2024年度に市街化調整区域で実施した意向調査の結果、農業従事者の高齢化や後継者不足の進行に伴い、経営規模の縮小または離農を考える経営体が15.8%に上り、これらの経営体が耕作している農地を新たな担い手に引き継ぐためには、貸借等の円滑化が必要とされている。

【担い手の確保】

・2024年度に市街化調整区域で実施した意向調査の結果、現状では拡大を希望する農地面積が8.93haであるのに対し、縮小を希望する農地面積は23.62haとなっており、需給のニーズ差を解消するためには、農地の受け手を確保することが必要とされている。

【少量多品目・地産地消】

・消費地である都市近郊という立地を活かした多品目栽培の継続と、地域との関わりを深める地産地消などの取り組みの推進が必要とされている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【農地の保全や維持活用】

・町田市農地あっせん事業や農地中間管理事業により農地の貸借が円滑化され、意欲のある多世代の担い手により持続的な農業が営まれるとともに、地域住民も交えた農地の多様な利用が展開されている。

【担い手の確保】

・市の農業研修事業などにより担い手の育成・支援が強化され、新規就農者の定着が図られている。

【少量多品目・地産地消】

・露地野菜や果樹などを中心とした少量多品目栽培を継続しつつ、学校給食などの地産地消の取り組みを推進している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	286 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

市街化調整区域のうち経営規模拡大または維持の意向がある認定農業者及び認定新規就農者が耕作する農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
町田市農地あっせん事業を活用して、遊休農地及び貸出等意向のある農地と、規模拡大に意欲的な農業者とのマッチングを促進する。また、生産性向上や農作業効率化につながる一体的な貸出等を推進する。 農地中間管理事業を活用して、農地の貸借手続きの円滑化を図る。 これらの取組により、市街化調整区域の農地の集積、集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構と連携し、メリットをわかりやすく説明するなど周知内容の工夫に努める。 地域の実情や農業者の意向に応じて、農地中間管理機構の活用を積極的に推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
市街化調整区域内の集積・集約化を進めている状況であり、今後の状況を踏まえ、必要な基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農希望者への研修、認定新規就農者の営農に必要な施設整備や機械導入等への支援を通じ、新たな担い手の確保・育成・定着につなげる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
直近での取り組み予定はないが、今後の状況を踏まえ、必要な農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①増加する加害鳥獣による農作物への被害を防止するため、関係団体と連携して農地等への箱罾やくくり罾設置による加害鳥獣の捕獲・駆除や、電気柵等による防護を推進し、被害の減少を図る。
③農業者の生産現場や流通現場において、スマートフォン等電子機器を用いた農業データの活用や、インターネットを活用した情報発信・販路拡大などにより、効率的な都市型農業経営の実現を目指す。
⑧認定農業者等が収益性の高い農業経営を行う上で必要な施設整備により、経営力の向上、都市農地の保全及び都市農業が持つ多面的機能の更なる発揮を進める。